治山事業のコンサルタント業務

治山事業のコンサルタント業務では、台風、地震等により被災した森林の復旧、または水源の涵養(かんよう)、 土砂の流出・崩壊の防備など、森林の持つ公益的機能の維持増進のために必要な治山施設や保安林の整備に ついて、その配置の検討及び設計を実施します。

効果的・効率的に事業を進めるため、現地の地形や地質等に合わせた工種・工法や低コスト工法の導入について検討するとともに流域生態系保全にも配慮し、設計を行います。

業務の主な内容

I 測量業務(現地踏査及び縦断面、横断面、構造物の位置、高さ及び規模等に係る測量)

Ⅱ設計業務(治山施設の設計及び図化、設計数量のとりまとめ、積算資料の作成)



